

## 電子納品に関する特記仕様書

- 1 本件は電子納品の対象とする。
- 2 本件の成果品のうち、「工事写真帳、工事帳票」を電子納品の対象とする。  
なお、その作成方法については、「電子納品に関する運用基準（土木編）令和6年3月」に基づくこと。  
(<https://www.water.city.nagoya.jp/category/20200tosyo/1537.html> を参照)
- 3 電子納品の対象とする成果品は、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で提出すること。
- 4 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。  
なお、利用するパソコンは最新のセキュリティ対策を施すこと。
- 5 土木工事にて、道路占用工事完了届用の写真帳を作成する際は、本仕様書とは別に「工事写真撮影基準」及び「工事記録写真帳の一部電子化に関する手引き」に基づき「道路占用工事完了届写真帳」を作成すること。
- 6 その他上記に定めること以外については、受発注者による協議により定めること。